

旧山王分庁舎解体に係る測量及び業務計画策定等業務委託特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、旧山王分庁舎解体に係る測量及び業務計画策定等業務委託に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」（岩手県県土整備部 令和6年10月1日以降適用）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- 3 本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第2条 目的

本業務は、旧山王分庁舎の解体に向けて必要な測量及び業務計画の策定等を行うものである。

第3条 貸与資料

本業務の実施に当たり、必要な資料については協議により発注者から貸与することとする。

第4条 業務内容

本業務の目的を達成するために、以下の項目について実施するものである。

1 測量業務

(1) 業務概要

旧山王分庁舎の解体に当たり、敷地内に残存する埋設物の位置の把握、施工順序の検討、隣接する擁壁対策工の検討及び周辺地域への影響検討などに必要な基礎資料として、平面図及び縦横断図を作成する。

(2) 実施項目

- ① 基準点測量 1式
4級基準点測量 7点
- ② 路線測量 1式
作業計画 1業務
現地踏査 0.138km
中心線測量 0.138km
仮BM設置測量 0.138km
縦断測量 0.138km
横断測量 0.138km
- ③ 現地測量 1式
現地測量（作業計画） 1業務
現地測量 1式（0.005km²）
- ④ 用地測量 1式
作業計画 1業務

- 現地踏査 1 業務
- 公図等の転写（地積測量図以外） 0.75ha
- 土地の登記記録調査 0.75ha
- 公図等転写連続図作成 0.75ha
- ⑤ 打合せ 1 業務
 - 着手時、中間 1 回、納品時
- ⑥ 旅費交通費 1 式
 - 旅費（率計上・宿泊無） 1 式
- ⑦ 電子成果品作成費
 - 電子成果品作成費（測量） 1 式
 - 紙成果品作成費（測量） 1 式

2 解析等調査業務

(1) 業務概要

- ① 旧山王分庁舎の将来的な解体に至るまでの全ての作業工程に関する概要を把握するため収集した基礎資料やデータ化した図面等を用いて、解体に当たってのリスクの抽出・整理を行う。

【次年度以降の主な作業工程】

- ア マンホール及び埋設管等の確認調査
- イ マンホール及び埋設管等の措置・撤去
- ウ 危険物地下タンクの調査・撤去
- エ 地質調査
- オ 埋設物調査（地中レーダ探査）
- カ 擁壁劣化度調査
- キ 擁壁の対策工検討・詳細設計
- ク 擁壁及び法面工の施工計画策定
- ケ 周辺地域への影響検討等
- コ 周辺家屋調査
- サ 擁壁及び擁壁梁の解体工程検討
- シ 建物解体設計及び工事費算出

- ② ①において整理された結果に基づき、各種の総合的な計算検討や作業工程の順序の検討を行い、次年度以降における年次の業務計画を策定する。

(2) 実施項目

- ① 解析等調査 1 式
 - 計画準備 1 業務
 - 現地踏査① 1 式
 - 現地踏査②（発注者との合同現地踏査） 1 式

- 既存資料の収集整理及び各種図作成 1式
- 業務とりまとめ及び次年度以降の業務計画策定 1式
- ② 電子成果品作成費
 - 電子成果品作成費（その他の設計） 1式
- ③ 打合せ 1業務
 - 着手時、中間1回、納品時
- ④ 関係機関打合せ協議 1式（3回）

第5条 打合せ

本業務においては、次のとおり打合せを予定している。

- 1 着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者及び担当技術者が立ち会うものとする。
- 2 中間打合せは1回とする。なお、発注者が指定した場合には管理技術者が立ち会うものとする。

第6条 成果品

成果品は、電子成果品（CD-ROM等）のほか、紙成果品1部を納品するものとする。

第7条 業務に必要な資料の取扱い

- 1 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- 2 発注者は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- 3 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却するものとする。
- 4 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 5 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等を行ってはならない。
- 6 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第8条 管理技術者

設計業務等委託契約書附属条件第3条で定める管理技術者（測量業務においては主任技術者をいう。）は、以下の基準を満たすこと。

なお、同一の者が2つの業務の基準を満たす場合には、その者を配置することができる。

- 1 測量業務
 - 測量士の資格を有すること。

2 解析等調査業務

次のいずれかの資格を有すること。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）
- (2) 技術士・総合技術監理部門（応用理学－地質）
- (3) 技術士・建設部門（土質及び基礎）
- (4) 技術士・応用理学部門（地質）
- (5) R C C M（地質）
- (6) R C C M（土質及び基礎）
- (7) 大学又は高等専門学校卒業後、地質又は土質及び基礎の経験が20年以上の者
- (8) 高等学校又は専修学校卒業後、地質又は土質及び基礎の経験が25年以上の者

第9条 照査技術者

設計業務等委託契約書附属条件第4条で定める照査技術者は、次のいずれかの資格を有すること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）
- (2) 技術士・総合技術監理部門（応用理学－地質）
- (3) 技術士・建設部門（土質及び基礎）
- (4) 技術士・応用理学部門（地質）
- (5) R C C M（地質）
- (6) R C C M（土質及び基礎）
- (7) 大学又は高等専門学校卒業後、地質又は土質及び基礎の経験が20年以上の者
- (8) 高等学校又は専修学校卒業後、地質又は土質及び基礎の経験が25年以上の者

第10条 担当技術者

測量業務の担当技術者は、測量士又は測量士補の資格を有すること。

第11条 その他

業務を遂行するに当たり、本特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議を行い、適正に対応すること。